



市 税

自轉車荷車税領收證書

納税組合

第 1357 号	松山市 号 = 9
昭和 31 年度	
全 期	納
自轉車荷車税	万 千 百 拾 円
	4 0 0
上記領收しました。	
市金庫領收証印	

昭和31年度自轉車荷車税課税標準額

課 税 標 準 額	税 率	月 割 換 算 率	税 額
普通自轉車 (24吋超)	200 円	12	円
三 輪 車	300 台	12	
原動機付自轉車	90cc超え 50cc " 1,000 50cc以下 800 500	12	
荷積牛馬車	800 台	12	
荷 積 大 車	400 台	12	
荷積小車、リヤカー	200 台	12	

(賦課の根拠)

地方税法第四四二条及松山市市税賦課徴収条例第六八条の規定により昭和三十一年四月一日現在における自轉車、荷車に対しその所有者に課する、四月二日以降新たに自轉車又は荷車を取得した場合には地方税法第四四五条の二及松山市市税賦課徴収条例第七一条の二の規定により月割をもつて課税されます。

(注 意)

- 税金は納期限までに必ず納めて下さい。納期限後は税額百円について日歩三銭の延滞金がかかります。
- 賦課についての異議があれば令書を受けた日から三十日以内に市長に申立が出来ます。
- 異議申立中에서도徴収は停止しません。